

複写禁止

産業廃棄物収集運搬業許可証

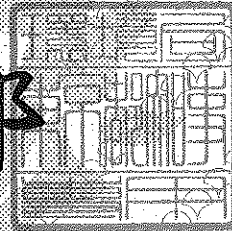
住所 東京都大田区京浜島二丁目20番4号

氏名 東港金属株式会社  
代表取締役 福田 隆

産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

石原慎太郎



許可の年月日 平成21年 6月24日

許可の有効年月日 平成26年 6月23日

1 事業の範囲

(1) 業の区分

収集運搬(積替え保管を含む)

(2) 産業廃棄物の種類

汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、  
動植物性残さ、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、がれき類  
(石綿含有産業廃棄物を含む)

(以上12種類)

(3) 積替え保管できる産業廃棄物の種類

廃プラスチック類、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、がれき類

(以上4種類)

2 積替え保管施設(詳細は裏面)

(1) 大田区京浜島二丁目20番4号

(2) 大田区京浜島二丁目20番9号

3 許可の条件

(1) 積替え保管を行なう産業廃棄物の搬出は全て自ら行い、他人にこれを委託してはならない。

(2) 「産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」  
及びその他の関係法令を遵守すること。

(3) 積替え保管は本都の承認を得た方法により行なうこと。

4 許可の更新・変更の状況

平成 6年 6月 24日 新規許可

平成 21年 6月 24日 更新許可 第3回

平成 22年 11月 1日 変更届 積替え保管施設の追加(大田区京浜島二丁目20番9号) 及び  
積替え保管できる種類の追加(廃プラスチック類、金属くず、  
ガラス・コンクリート・陶磁器くず)

5 許可の申請がされた日における規則第9条の2第3項に掲げる基準への適合性

\*\*\*\*\*

6 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無

無

(裏面あり)



東京都

2 積替え保管施設

(1) 住所：大田区京浜島二丁目20番4号

積替え保管面積：4,150㎡ 最大保管高さ：1.5m

産業廃棄物の種類	保管量
がれき類	コンテナ1台 : 8.0 m <sup>3</sup>
	保管量合計 : 8.0 m <sup>3</sup>

(2) 住所：大田区京浜島二丁目20番9号

積替え保管面積：1,943㎡ 最大保管高さ：2.0m

産業廃棄物の種類	保管量
廃プラスチック類、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず (特定家庭用機器再商品化法対象物)	コンテナ2台 : 14.4 m <sup>3</sup>
廃プラスチック類	コンテナ4台 : 6.0 m <sup>3</sup>
金属くず	コンテナ4台 : 6.0 m <sup>3</sup>
ガラス・コンクリート・陶磁器くず	コンテナ4台 : 6.0 m <sup>3</sup>
	保管量合計 : 32.4 m <sup>3</sup>

(以下余白)